

17文企広第64号

平成17年5月11日

文京区情報公開制度及び

個人情報保護制度運営審議会

会長 内山 忠明 様

文京区長 煙山 力

平成17年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例第15条第2項第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

懲戒処分を受けた職員の氏名等の個人情報の外部提供について

2 諮問の趣旨

区は、区政について説明責任を尽くし、その透明性を高めることで、区民の行政に対する信頼を確保していかなければなりません。

また、区民の信託に基づき公務を担う職員は、法令を遵守し、誠実に職務を遂行することが求められおり、区の人事制度においても、適正な人事運営とその状況を区民に対して明らかにすることが必要です。

そこで、区民に対する説明責任を果たすため、職員が、社会や区の行政執行に大きな影響を及ぼす事案によって懲戒処分を受けた場合については、懲戒処分の公表にとどまらず、その事案内容により、当該処分の対象となった職員について、氏名その他個人を特定することのできる情報を公表することができるとするものです。

3 外部提供する相手方

報道機関に対して情報提供を行う

4 外部提供する対象となる者

免職とされた者又は詐欺、横領事件に関係した者など、懲戒処分の原因となった事案の社会的な重大性、処分内容及び当該職員の職責等を総合的に勘案して、氏名等を公表することが妥当であると区長が判断した者

5 外部提供する個人情報の項目

氏名のほか役職名、性別などにより個人を識別することができる場合はその情報